

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 2 日

各建築士関係団体等 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

省エネ計算結果登録システムの公開（周知依頼）

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和 4 年 6 月 17 日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。）により、令和 7 年 4 月 1 日から、原則全ての新築住宅・非住宅建築物に建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合が義務付けられることとなっています。

省エネ基準への適合義務付けに向けて、本日、エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム（以下「Web プログラム」という。）住宅版が Ver3.6.0 から Ver3.7.0 に更新され、増改築部分を対象とした評価が可能となりました。また、非住宅版については、本年 10 月に更新され、モデル建物法（小規模版）による評価が可能となっているところです。

あわせて、建築物エネルギー消費性能適合性判定に提出する計算結果の活用並びに省エネ性能ラベルの作成及び住宅トップランナー制度の報告円滑化を目的として、「省エネ計算結果登録システム」を新たに作成、公開しています。

当該システムに Web プログラム Ver3.7.0 から出力した計算結果をアップロードすることで、①「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）」（令和 6 年 11 月 12 日付け国住参建第 2615 号。以下「R6 助言」という。）第 2 6.（1）に記載した「適判用」と印字された計算結果の入手が可能となるとともに、希望する場合には、②一般社団法人住宅・性能評価表示協会のホームページにおいて公開されている自己評価ラベル等作成プログラムと連動して、アップロードした計算結果に対応した自己評価ラベルの作成が可能となっています。また、例年、住宅トップランナー制度の報告対象となる事業者であって希望する場合には、③住宅トップランナー制度の報告も行うことができます。

なお、R6 助言第 2 6.（1）のとおり、令和 7 年 4 月 1 日以後に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出のために、Web プログラム Ver3.7.0 により計算結果を出力した場合は、原則として「適判用」と印字された計算結果を所管行政庁又は登録省エネ適判機関に提出する必要があります。そのため、留意いただくようお願いします。ただし、当該システムは更新前の Web プログラム Ver3.6.0 により出力された計算結果には対応していないため、令和 7 年 4 月 1 日以後に着工予定であっても、更新前の Web プログラムにより計算結果を出力する場合等は、当面の間、計算結果に「適判用」の印字が付されていないものも受付けることとしています。

貴職におかれましては、執務の参考としていただくとともに、貴団体会員に対し、本システム

が作成、公開され、利用いただくよう周知をお願いいたします。

○省エネ計算結果登録システムには、以下の URL よりアクセスしてください。

<https://regist.lowenergy.jp/>

○省エネ計算結果登録システムの利用に当たっての留意点は別紙を参照してください。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 佐々木

TEL : 03-5253-8111 （内線 39-464）